

改善報告書

令和7年7月30日

1. 大学名：姫路獨協大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○「姫路獨協大学学生懲戒規程」に規定する学生の懲戒等に関する手続きについては、学校教育法施行細則第26条第5項に基づき、学長が適切に定めるように改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

当該規程に改廃条項を追加する改正を行い対応済である。【資料4-1③】

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

・【資料4-1③】姫路獨協大学学生懲戒規程等